

# 栃木県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成18年8月  
(平成29年3月)

栃木県

# 栃木県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

## 目 次

<b>第1章 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理計画策定の目的等</b>	
1 背景	1
2 北海道事業に係る経緯	4
3 PCB廃棄物処理計画策定の目的及び期間	5
4 計画の基本的方向	5
<b>第2章 PCB廃棄物の状況及び処分見込量</b>	
1 PCB廃棄物に関する規制	6
2 PCB廃棄物の保管及びPCB使用製品の使用の状況	6
3 PCB廃棄物の処分見込量	9
4 高濃度PCB廃棄物の処分状況	10
<b>第3章 PCB廃棄物の処理体制の確保</b>	
1 処理体制の現状	11
2 広域的な処理体制の確保	13
3 広域処理施設の整備	14
4 PCB廃棄物の適正処理のための事業者及び行政等の役割	17
<b>第4章 PCB廃棄物の適正処理の推進方策等</b>	
1 適正処理推進のための指導等	19
2 情報公開及び県民、事業者等の理解を得る方策	20
3 処理促進に向けた普及啓発	21
4 PCB廃棄物処理基金の造成	21
5 関係機関との連携	22
<b>第5章 その他適正処理に関する事項</b>	
1 PCB使用家電廃棄物の処理	23
2 低濃度PCB使用製品の使用廃止期限等の取扱いの明確化	23
3 広域的な連携によるリサイクルの推進	23
4 地元自治体への協力	23

## 第1章 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理計画策定の目的等

### 1 背景

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、絶縁性、不燃性などの特性に優れ、変圧器、コンデンサーといった電気機器の絶縁油から感圧複写紙まで幅広い用途に使用されてきました。

しかし、昭和43年のカネミ油症事件をきっかけに、その毒性が社会問題化し、我が国では、昭和47年以降新たな製造が行われておらず、昭和48年10月に制定された化学物質の審査及び製造の規制に関する法律では第一種特定化学物質に指定され、製造及び輸入が事実上禁止されました。

PCBを使用した機器等でその使用が終わったもの（以下「PCB廃棄物」という。）については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）により、その保管や収集運搬、処分の方法が定められていますが、これまで処理施設の整備が進まなかったことから、長いものでは30年以上の長期にわたり保管が続けられてきました。

一方、世界的にも、PCBを全く使用していない地域（北極圏）においても環境汚染が判明したことなどを契機に、平成13年5月に「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」が採択され、国際的な規制の取組が始まりました。この条約では、PCBに関し、平成37年までの使用の全廃と平成40年までの適正な処分が定められています。

このような状況の中、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特措法」という。）」が制定され、PCB廃棄物を処理する体制を速やかに整備し、同法が定める期限（平成28年7月14日）までに確実に適正な処理の推進を図ることとされました。

国では、平成15年4月にPCB特措法に基づき、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画（以下「国基本計画」という。）」を策定し、環境事業団（現 中間貯蔵・環境安全事業株式会社、以下「JESCO」という。）を活用したPCB廃棄物の拠点的広域処理施設（以下「広域処理施設」という。）の整備や収集運搬等の処理体制の確保等を図ることとしました。

しかしながら、PCB廃棄物の処理は、世界でも類を見ない大規模な化学処理方式によること、また作業者の安全対策等、処理開始後に明らかとなった課題への対応等により、処理の進捗に遅れが生じ、当初予定期限までの処理完了が困難な状況となりました。

一方、PCB特措法施行後の平成14年に、PCBを使用していないとされる変圧器やコンデンサーから、微量のPCBが検出されるものがあることが判明したため、国において焼却実証試験を行い、その試験結果を踏まえ、平成21年に廃棄物処理法における無害化処理認定制度の対象に微量のPCBに汚染された廃棄物が追加され、平成22年から当該制度を活用した処理が始まりました。

このような状況の下、国が設置した「PCB廃棄物処理適正推進に関する検討委員会」は、処理期限に関して、平成28年7月までの完了が困難であり、新たな処理期限を設定することが適当であるとの報告書を取りまとめました。これを受けて、国は平成24年12月にPCB特措法施行令第3条を改正し、処理期限が平成39年3月末日まで延長されました。

また、国は一日も早く日本全体のPCB廃棄物を処理するためには、JESCO各処理事業所の能力を最大限活用する処理体制の構築が不可欠との結論に至り、広域処理施設立地自治体に対して、従来の事業対象地域を越えて処理を行うこと、事業の処理期限を延長することなどについて要請し、各立地自治体から受諾されたことから、平成26年6月に国基本計画を変更しました。変更後の国基本計画においては、高濃度PCB廃棄物をJESCOに対し処分委託を行う期限として、計画的処理完了期限が設けられるとともに、事業終了のための準備を行う期間等を勘案し、計画的処理完了期限の後に事業終了準備期間が設けられました。

しかしながら、これまでの取組の進捗状況を鑑みれば、計画的処理完了期限内に処理を達成することは決して容易ではないことから、高濃度PCB廃棄物の確実な処理を達成するため、国は平成28年8月にPCB特措法を改正し、計画的処理完了期限よりも前の時点で処分期間（計画的処理完了期限の1年前の日までの期間）を設定し、この処分期間内に高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品（PCB特措法に該当するものをいう。以下同じ。）を処分又は廃棄（PCB使用製品の使用を止め、廃棄物とすることをいう。以下同じ。）することを義務付けるとともに、都道府県の報告徴収及び立入検査の権限の強化、高濃度PCB廃棄物の処分の代執行等の規定が整備されました。

また、電気事業法においては、昭和51年10月からPCB使用電気工作物（電気工作物に該当するPCB使用製品をいう。以下同じ。）の新規設置が禁止されたものの、既設は適切な管理の下で引き続き使用が認められ、その使用及び廃止の状況について国に届け出ることが義務付けられていましたが、国は平成28年のPCB特措法の改正と併せて電気事業法に基づく経済産業省令等を改正し、高濃度PCB使用電気工作物については、使用禁止や管理状況の届出等の措置を講ずることとされました。

国は、このような認識の下、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するため、平成28年7月に国基本計画を変更しました。

※用語解説

PCB廃棄物	PCB特措法第2条第1項に規定する、PCB原液、PCBを含む油又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物となったもの
高濃度PCB使用製品	PCBによる汚染の程度が5,000mg/kgを超える製品
高濃度PCB廃棄物	PCBによる汚染の程度が5,000mg/kgを超える製品が廃棄物になったものであり、広域処理施設での処理対象となるPCB廃棄物
低濃度PCB廃棄物	PCBによる汚染の程度が5,000mg/kg以下のPCB廃棄物及び微量PCB汚染廃電気機器等
微量PCB汚染廃電気機器等	電気機器又はOFケーブル(PCBを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって微量のPCBによって汚染されたもの、又は当該絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入されたものが廃棄物となったもの

## 2 北海道事業に係る経緯

国基本計画を受け、本県は、北関東甲信越地区で広域処理施設の整備を検討してきましたが、設置の目途が立たない状況にありました。東北地区や北陸地区の広域処理施設の整備計画も同様な状況にあったことから、平成15年11月、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県の15県は、国を通して、既に事業認可を受けていた北海道地区における広域処理事業（以下「北海道事業」という。）の事業対象地域の拡大を北海道及び北海道事業の広域処理施設立地自治体である室蘭市に要請しました。

これを受けて、北海道と室蘭市が、二十数回にわたる住民説明会の開催や安全性などの検討を行った結果、処理時の安全対策の追加等を受入条件として、平成16年3月に北海道事業への参加が受諾されました。これに伴い、国においては、国基本計画を変更し、平成16年5月に改めて公示を行いました。

なお、環境事業団のPCB廃棄物処理事業は、日本環境安全事業株式会社法（現 中間貯蔵・環境安全事業株式会社法）の制定により、平成16年4月から国の全額出資により設立されたJESCOに継承され、北海道事業については、同年6月30日に環境大臣の認可がなされました。

平成16年7月には、北海道及び室蘭市と事業対象区域となった15県で「北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会（以下「広域協議会」という。）」を設置し、PCB廃棄物処理事業の安全対策に関する事項、PCB廃棄物の収集運搬に関する事項など、北海道事業の安全の確保及び運搬に係る調整を図ることとしています。

北海道事業では、高圧変圧器、コンデンサー等を処理する施設が平成20年5月に、安定器及び汚染物等を処理する施設が平成25年9月に操業を開始しました。

その後、国は国基本計画の見直しに際し、北海道事業において、新たに埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に保管されている安定器及び汚染物等の処理を行うことなどを北海道及び室蘭市に要請し、平成26年4月に受諾されました。これを受けて、国は平成26年6月に国基本計画を変更し、北海道事業におけるPCB廃棄物の適正処理の具体的な推進方策を明らかにし、早期の確実な処理を推進していくこととしました。

平成28年4月には、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の1都3県を広域協議会に加え、20都道県でPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的・計画的に推進していくこととしています。

### 3 PCB廃棄物処理計画策定の目的及び期間

#### (1) 目的

栃木県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（以下「県処理計画」という。）は、PCB特措法第7条の規定に基づき、国基本計画に即して定めることとされており、県内で保管されているPCB廃棄物及び現在使用中のPCBを使用した電気製品等の確実かつ適正な処理の推進を図ることを目的としています。

県では、平成15年に国基本計画が策定されたことを受け、平成18年に県処理計画を策定し、平成27年に変更を行ったところですが、今般、国において、平成28年にPCB特措法の改正及び国基本計画が変更されたことを踏まえ、県処理計画の見直しを行います。

また、今後のPCB廃棄物処理の進捗状況や国基本計画の変更など、情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

#### (2) 期間

県処理計画は、平成18年度を初年度とし、PCB特措法施行令に定める処理期限である平成39年3月31日までを計画期間とします。

### 4 計画の基本的方向

県処理計画の策定に当たっては、国基本計画のほか北海道事業を構成する北海道外18都県と共同でPCB廃棄物の処理を進めるという認識に立ち、北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画との整合を図るとともに、北海道事業が安全かつ円滑に実施されるよう、広域協議会の活動に積極的に参加、協力を行うことを基本とします。

## 第2章 PCB廃棄物の状況及び処分見込量

### 1 PCB廃棄物に関する規制

PCB特措法の規制対象となるPCB廃棄物は、PCB原液、PCBを含む油又はPCBが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物になったものとされています（同法第2条第1項）。これらを保管し、又は処分する事業者は、年度末の保管状況、処分状況等を毎年6月30日までに、都道府県知事（PCB特措法第26条第1項の政令で定める市にあっては、市長。以下同じ。）に届け出なければならないこととされており（同法第8条、15条及び19条）、これに違反した者は6月以下の懲役又は50万円以下の罰金が科されることとなっています（同法第34条）。

また、PCB廃棄物は、地方公共団体へ譲り渡す場合や、都道府県知事が認める場合などPCB特措法施行規則で定める場合を除き、譲り渡し、又は譲り受けが禁止されています（同法第17条）。

なお、PCB廃棄物を移動させ保管場所を変更することについては原則禁止とされておりますが、環境大臣が認める場合及びPCB特措法施行規則第10条第1項第1号に定める区域内の移動であれば、事業者が、PCB廃棄物の保管場所の一元化、管理体制の強化等の目的や事業上の都合などにより、そのPCB廃棄物を移動させ保管場所を変更することは可能です。その際には、変更のあった日から10日以内に関係する都道府県知事に届け出なければならないとされています（同法施行規則第11条）。

さらに、平成28年のPCB特措法の改正により、保管等している全てのPCB廃棄物及びPCB使用製品を処分又は廃棄した場合において、その旨を都道府県知事に届け出なければならないとされました（同法第8条、15条及び19条）。

### 2 PCB廃棄物の保管及びPCB使用製品の使用の状況

#### (1) PCB廃棄物の保管状況

平成28年3月31日現在のPCB廃棄物の保管状況は、表-1のとおりです。これは、PCB特措法に基づく県内のPCB廃棄物を保管する事業者（以下、「保管事業者」という。）からの届出内容を集計しています。

ただし、濃度分析が未実施である等の理由から高濃度か低濃度の判別が困難なものがあるため、今後実態を把握していきます。



表－１ ＰＣＢ廃棄物の保管状況（平成２８年３月３１日現在）

区分	廃棄物の種類	単位	栃木県 (宇都宮市を除く)		宇都宮市		合計	
			事業者数	保管量	事業者数	保管量	事業者数	保管量
高濃度	高压変圧器	台	11	20	1	1	12	21
	高压コンデンサー	台	209	647	40	51	249	698
	低压変圧器	台	1	1	1	6	2	7
	低压コンデンサー	台	22	1,373	10	57	32	1,430
	柱上変圧器	台	2	2,720	0	0	2	2,720
	安定器	台	53	14,939	32	5,707	85	20,646
	PCB	Kg	1	28	1	1	2	29
	PCBを含む油	Kg	7	359	0	0	7	359
	感圧複写紙	Kg	0	0	1	837	1	837
	ウエス	Kg	12	300	2	35	14	335
	汚泥	Kg	1	1,328	0	0	1	1,328
	その他機器	台	6	1,057	0	0	6	1,057
	その他	Kg	20	2,766	2	61	22	2,827
低濃度	高压変圧器	台	122	593	47	132	169	725
	高压コンデンサー	台	142	328	36	59	178	387
	低压変圧器	台	21	111	12	15	33	126
	低压コンデンサー	台	24	1,604	14	614	38	2,218
	柱上変圧器	台	9	8,152	0	0	9	8,152
	安定器	台	44	7,312	1	660	45	7,972
	PCB	Kg	3	101	0	0	3	101
	PCBを含む油	Kg	56	21,270	16	1,622	72	22,892
	感圧複写紙	Kg	1	375	0	0	1	375
	ウエス	Kg	39	8,608	13	112	52	8,720
	汚泥	Kg	5	110,504	3	396	8	110,900
	その他機器	台	255	2,394	65	249	320	2,643
	その他	Kg	59	133,199	16	679	75	133,878
全体	高压変圧器	台	129	613	48	133	177	746
	高压コンデンサー	台	324	975	70	110	394	1,085
	低压変圧器	台	22	112	13	21	35	133
	低压コンデンサー	台	41	2,977	24	671	65	3,648
	柱上変圧器	台	10	10,872	0	0	10	10,872
	安定器	台	89	22,251	33	6,367	122	28,618
	PCB	Kg	4	129	1	1	5	130
	PCBを含む油	Kg	60	21,629	16	1,622	76	23,251
	感圧複写紙	Kg	1	375	1	837	2	1,212
	ウエス	Kg	48	8,908	15	147	63	9,055
	汚泥	Kg	6	111,832	3	396	9	112,228
	その他機器	台	260	3,451	65	249	325	3,700
	その他	Kg	72	135,965	18	740	90	136,705

小数点以下は切り上げ

(2) PCB使用製品の使用状況

平成28年3月31日現在における使用中のPCB使用製品の種別使用量は、表-2のとおりです。これは、電気事業法電気関係報告規則に基づく産業保安監督部への届出内容を集計しています。

表-2 PCB使用製品の使用状況（平成28年3月31日現在）

製品の種類	単位	栃木県 (宇都宮市を除く。)		宇都宮市		合計	
		事業所数	使用量	事業所数	使用量	事業所数	使用量
高圧変圧器	台	216	866	52	180	268	1,046
高圧コンデンサー	台	41	61	6	15	47	76
低圧変圧器	台	39	267	13	66	52	333
定圧コンデンサー	台	171	245	50	71	221	316
柱上変圧器	台	3	14	0	0	3	14
その他機器	台	20	87	6	26	26	113

小数点以下は切り上げ

### 3 PCB廃棄物の処分見込量

現在使用中のPCB使用製品は、第3章の図-1に記載した処分期間内に使用を中止し、処分する必要があります。このため、今後発生するPCB廃棄物の量は、使用量と同量であると捉え、使用量と保管量の合計を処分見込量（表-3）としました。

ただし、本表はPCB特措法に基づく届出等からの集計であり、これ以外に未届けのPCB廃棄物や使用製品が存在すると考えられますので、今後実態を把握していきます。

表-3 PCB廃棄物の処分見込量（平成28年3月31日現在）

廃棄物の種類	単位	保管量	使用量	処分見込量
高圧変圧器	台	746	1,046	1,792
高圧コンデンサー	台	1,085	76	1,161
低圧変圧器	台	133	333	466
低圧コンデンサー	台	3,648	316	3,964
柱上変圧器	台	10,872	14	10,886
安定器	台	28,618	0	28,618
PCB	Kg	130	0	130
PCBを含む油	Kg	23,251	0	23,251
感圧複写紙	Kg	1,212	0	1,212
ウエス	Kg	9,055	0	9,055
汚泥	Kg	112,228	0	112,228
その他機器	台	3,700	113	3,813
その他	kg	136,705	0	136,705

小数点以下は切り上げ

#### 4 高濃度PCB廃棄物の処分状況

平成28年3月31日現在における高濃度PCB廃棄物の処分状況は、表-4のとおりです。これは、PCB特措法の届出及びJESCOの処理実績の情報を基に集計しています。

なお、低濃度PCB廃棄物については、処理実績の情報が把握できないため、集計することができません。

表-4 高濃度PCB廃棄物の処分状況（平成28年3月31日現在）

種類	単位	届出数 ①	JESCO登録数		未処理 ①-③	処理率(%) ③/①	備考	
			②	処理数 ③				
変圧器等	高圧変圧器	台	2,838	129	90	2,748	3.2	未処理のうち、 柱上トランス(東電分)が 2,720台
	低圧変圧器							
	柱上変圧器							
	高圧コンデンサー	台	6,453	5,136	4,325	2,128	67.0	
	低圧コンデンサー							
合計	台	9,291	5,265	4,415	4,876	47.5		
安定器・その他	PCB	kg	14,217	14,023	13,829	388	97.3	
	PCBを含む油							
	安定器(※)	kg	245,671	-	154,490	91,181	62.9	
	感圧複写紙							
	ウエス							
	汚泥							
	その他							
合計	kg	259,888	-	168,319	91,569	64.8		

※ 濃度不明分を含む。(安定器の単位・・・1台=3kgに換算)

### 第3章 PCB廃棄物の処理体制の確保

#### 1 処理体制の現状

##### (1) 全国における処理体制の現状

高濃度PCB廃棄物については、国が広域処理施設立地自治体との調整結果を踏まえ、JESCOを活用した広域処理施設の整備を進め、北海道室蘭市、福岡県北九州市、愛知県豊田市、東京都江東区、大阪府大阪市の全国5か所の広域処理施設において処理する体制を整備しています。

この体制において、各事業はそれぞれ対応する広域処理施設で実施され、進捗状況や施設の能力などにより、異なる計画的処理完了期限や事業終了準備期間が設けられたところですが、平成28年のPCB特措法改正により、保管事業者に対しては、計画的処理完了期限の1年前の日までの処分期間内の処分が義務付けられました。ただし、処分が確実など一定の要件に該当する場合は、この処分期間の末日から起算して1年を経過した日（以下「特例処分期限日」という。）までに処分を行わなければならないとされています。同様に、PCB使用製品の所有事業者（以下「所有事業者」という。）に対しては、処分期間内又は特例処分期限日までの廃棄が義務付けられています。

なお、低濃度PCB廃棄物については、民間事業者による廃棄物処理法に基づく環境大臣の無害化処理認定制度又は都道府県市（都道府県及び廃棄物処理法第24条の2第1項の政令で定める市という。）の特別管理産業廃棄物処分業者の許可制度を活用して、処分期間内に処理することとされています。（以下、廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物の処分業の事業の用に供する施設及び同法に基づく無害化処理認定施設を合わせて「認定施設等」という。）

図－1 【高濃度PCB廃棄物の処理体制及び処分期間】



出典：環境省パンフレット「ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の期限内処理に向けて」

※ 栃木県においては、以下のとおり

廃棄物の種類		処分期間	計画的処理完了期限	処理の場所
高濃度	変圧器・コンデンサー	平成34年3月31日まで	平成35年3月31日	JESCO北海道PCB処理施設(室蘭市)
	安定器及び汚染物等	平成35年3月31日まで	平成36年3月31日	JESCO北海道PCB処理施設(室蘭市)
低濃度PCB廃棄物		平成39年3月31日まで		無害化処理認定施設等

## (2) PCB廃棄物の処理技術の状況

PCB廃棄物の処理技術については、国、PCB製造事業者、電気事業者等を中心に技術開発が行われた結果、現在は、従来からの高温焼却法に加え、脱塩素化分解方式、水熱酸化分解方式、還元熱化学分解方式、光分解方式及びプラズマ分解方式などの処理方式が認められています。

## (3) PCB廃棄物の収集運搬

PCB廃棄物の適正処理を推進するためには、処理施設の安全性に加え、PCB廃棄物の収集運搬についての安全性の確保も重要です。

このため、国においては、PCB廃棄物の保管事業者や収集運搬業者などが留意すべき事項について検討し、安全かつ効率的なPCB廃棄物の収集運搬が確保できるよう平成16年3月に「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」（平成23年8月改訂）を策定するとともに、廃棄物処理法施行令、同施行規則の改正を行い、PCB廃棄物の収集運搬に関する処理基準及び許可基準の強化を図ったところです。

また、低濃度PCB廃棄物については、国が平成25年6月に「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」を策定しています。

これらのガイドラインでは、一般的な廃棄物の収集運搬に比べ、運搬車輛の表示、運搬容器、従事者の教育及び緊急時の対策など、より厳しい基準を設けています。

## 2 広域的な処理体制の確保

### 1) 効率的な処理の推進

本県が参加する北海道事業の事業対象区域は20都道県と広大であり、各地で保管、使用されているPCB廃棄物を効率的に収集運搬し、処分することが必要です。このため、確実に期限内に処理するためには、保管事業者や所有事業者の理解の下に計画的、効率的に進めていく必要があります。

特に、安定器及び汚染物等については、平成26年6月の国基本計画の変更により、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県1都3県分が拡大されたことから、より効果的に処理を進めることが必要となっており、保管事業者に対して、処分期間にかかわらずできる限り早期の処理に向け、取り組みを進めることが求められています。

このため、本県では、以下のとおり、保管事業者及び所有事業者の十分な理解の下に、効率的な処理を推進することとします。

ア 広域協議会での協議調整を経て策定される「処理実施計画」を踏まえ、本県の高濃度PCB廃棄物の計画的かつ効率的な処理を進める。

イ 処理予定の保管事業者や所有事業者を対象に、説明会を開催するなどして、収集運搬や処理方法等に関して広く周知を図る。

ウ 保管状況等によって早期の処理が必要な場合などは、処理実施計画外であっても、適宜、関係機関と調整の上、収集運搬及び処理について柔軟に対応する。

## (2) 適正な収集運搬体制の確保

J E S C O北海道P C B処理事業所は、積雪寒冷地域であり、冬季に路面凍結等を原因とする交通事故も危惧されることから、P C B廃棄物の運搬においては、これらの危険を極力回避する方策を検討する必要があります。

そのため、国が策定した「P C B廃棄物収集・運搬ガイドライン」を基本に、J E S C O北海道P C B処理事業所への運搬手段、運搬経路については、気象条件等を考慮して、北海道が収集運搬の実務的な手引書として策定する「北海道P C B廃棄物収集運搬実務要領」等を踏まえ、広域協議会でその安全性の確保について十分協議し、決定することとします。

具体的には、気象条件に左右されにくい運搬経路、悪天候時の運行制限、G P S等を利用した位置確認システムの導入などの運行管理システムの構築や密閉性の高い運搬容器の使用による漏洩防止対策などについて、北海道事業として統一した運搬体制を整備しており、広域処理施設において安定した処理を実現できるよう、必要に応じて国やJ E S C Oに要請していくこととしています。

また、収集運搬業者等に対する指導及び緊急時の対応策についても、広域協議会で協議、調整を図り、必要な情報の共有、収集運搬状況の監視・指導及び緊急時の体制を整備することとします。P C B廃棄物の運搬経路、運搬途中の位置などの情報については、県のホームページやJ E S C Oが整備する「P C B処理情報センター」などを通して広く提供し、適正な収集運搬体制を確保することとします。

## 3 広域処理施設の整備

### (1) 広域処理施設整備の基本的な考え方

J E S C O北海道P C B処理事業所においては、平成20年からP C B廃棄物の大部分を占め、迅速に処理を進める必要がある高圧変圧器などの電気機器等の処分が開始され、また、平成25年9月からは安定器及び汚染物等の処分が開始されました。

基本的には、各事業対象地域の高濃度P C B廃棄物はそれぞれ対応する広域処理施設で処理を行いますが、大型変圧器・コンデンサー等及び安定器及び汚染物等（高濃度のP C Bを使用した低圧変圧器及び低圧コンデンサーのうち小型のもの、感圧複写紙、ウエス、汚泥その他の高濃度P C B廃棄物であって大型変圧器・コンデンサー等及び安定器を除いたものをいう。以下同じ。）はJ E S C O北海道P C B処理事業所、特殊コンデンサーの一部（漏えい・膨らみのある機器や処理困難物）はJ E S C O大阪P C B処理事業所、大型変圧器の一部はJ E S C O東京P C B処理事業所において処理することとされています。

### (2) 広域処理施設の安全性の確保

北海道事業の広域処理施設の運営に当たっては、北海道及び室蘭市の安全性の確保等



に関する取組に対し、本県を始めとする19都県は広域協議会等を通して、積極的に協力することとしています。

表-4 JESCOによるPCB廃棄物広域処理施設の整備状況

事業名（実施場所）	処理対象	事業対象地域	事業対象地域以外に保管されている処理対象物	施設能力	事業の時期	
					計画的処理完了期限	事業終了準備期間
北九州（福岡県北九州市若松区響町1丁目）	高圧変圧器・コンデンサ等	A地域	C地域の車載変圧器の一部、D地域のコンデンサの一部	1.5トン/日（ポリ塩化ビフェニル分解量）	平成31年3月31日	平成31年4月1日から平成34年3月31日まで
	安定器等及び汚染物等	A地域、B地域及びC地域（大阪事業所及び豊田事業所における処理対象物を除く。）		10.4トン/日（安定器等・汚染物量）	平成34年3月31日	平成34年4月1日から平成36年3月31日まで
大阪（大阪府大阪市此花区北港白津2丁目）	高圧変圧器・コンデンサ等	B地域	C地域の車載変圧器の一部及び特殊コンデンサの一部、E地域の特殊コンデンサの一部	2.0トン/日（ポリ塩化ビフェニル分解量）	平成34年3月31日	平成34年4月1日から平成37年3月31日まで
	安定器等及び汚染物等	B地域（小型電気機器の一部に限る。）			平成34年3月31日	平成34年4月1日から平成37年3月31日まで
豊田（愛知県豊田市細谷町3丁目）	高圧トランス・コンデンサ等	C地域	B地域のポリプロピレン等を使用したコンデンサの一部	1.6トン/日（ポリ塩化ビフェニル分解量）	平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで
	安定器等・汚染物	C地域（小型電気機器の一部に限る。）			平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで
東京（東京都江東区青海3丁目地先）	高圧トランス・コンデンサ等	D地域	C地域の車載変圧器の一部、E地域の大型変圧器の一部	2.0トン/日（ポリ塩化ビフェニル分解量）	平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで
	安定器等及び汚染物等	D地域（小型電気機器の一部に限る。）	北九州PCB処理事業所及び大阪PCB処理事業所から発生する塵粉末活性炭		平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで
北海道（北海道室蘭市仲町）	高圧変圧器・コンデンサ等	E地域		1.8トン/日（ポリ塩化ビフェニル分解量）	平成35年3月31日	平成35年4月1日から平成38年3月31日まで
	安定器等及び汚染物等	D地域及びE地域（東京PCB処理事業所における処理対象物を除く。）		12.2トン/日（安定器等・汚染物量）	平成36年3月31日	平成36年4月1日から平成38年3月31日まで

（注）事業対象地域については、以下のとおり。

- A地域：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県
- B地域：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
- C地域：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
- D地域：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
- E地域：北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県

#### 4 PCB廃棄物の適正処理のための事業者及び行政等の役割

PCB廃棄物の保管事業者、PCB使用製品の所有事業者、処理業者及び行政は、PCB廃棄物の適正処理を推進するため、法令等で定められたそれぞれの役割を担うとともに、相互に協力する必要があります。

##### (1) 保管事業者の役割

- ア 自らの責任において、漏洩や飛散、紛失することのないよう適正に保管し、処分期間内に適正に処理をする。
- イ PCB特措法に基づき、保管、処分の状況を毎年6月30日までに県又は宇都宮市に届け出る。
- ウ 処分状況について、PCB特措法に基づき、保管しているすべてのPCB廃棄物の処理が完了後、20日以内に県又は宇都宮市に届け出る。
- エ 運搬や搬出などのために廃PCBの抜き取り等が必要な場合は、漏洩、飛散しない方法で適正に実施する。

##### (2) 所有事業者の役割

- ア 使用に当たっては、PCBが漏洩、飛散又は紛失しないよう適正に管理し、の処分期間内に当該製品を廃棄する。
- イ PCBが含まれる可能性がある機器を廃止した場合は、油の分析を行い、PCB含有の有無を確認する。また、PCB含有の有無が確認されるまでの間は、PCB廃棄物と同様に適正に保管する。
- ウ 高濃度PCB使用製品の使用状況について、PCB特措法に基づき、所有、廃棄の状況を毎年6月30日までに県又は宇都宮市に届け出る。
- エ 廃棄状況について、PCB特措法に基づき、保有しているすべての高濃度PCB使用製品の廃棄が完了後、20日以内に県又は宇都宮市に届け出る。

##### (3) 収集運搬業者の役割

- ア PCB廃棄物の収集運搬中の漏洩、飛散を防止するため、国が定めた「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」、「低濃度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」を遵守するとともに、PCB廃棄物を処分先に運搬する場合は、処分業者が定める受入基準を遵守する。
- イ PCB廃棄物を安全かつ確実に収集運搬するため、従事する者に対して、収集運搬の方法、緊急時の対応などの教育を行う。
- ウ 広域処理施設への運搬に当たっては、広域協議会及びJESCOが定めた方法により行う。

#### (4) 処分業者の役割

ア 処理施設からの排気、排水などが周辺環境に影響を及ぼすことのないよう施設を整備、維持するとともに、適正な運転管理を行う。

また、周辺大気等を定期的に測定し、周辺環境に影響のないことを確認する。

イ 処理施設の操業状況及び周辺大気等の測定結果を公表するなどの情報公開並びに施設の一般公開などによる広報活動を積極的に行い、処理施設の安全性について、地域住民の理解と信頼を得られるよう努める。

#### (5) 県・宇都宮市の役割

ア PCB廃棄物を保管、使用している事業者に対し、必要に応じて報告徴収及び立入検査を行い、適正な保管や処分期間内に処分又は廃棄がなされるよう、指導を行う。

イ PCB特措法に基づく保管及び処分実態を把握し、公表する。また未届けのPCB廃棄物及びPCB使用製品の保管及び所有状況の網羅的な把握に努める。

ウ 高濃度PCB廃棄物については、保管事業者が不明等の場合、改善命令等の措置を講じた上で、関係機関と協議し、処分に係る代執行を行う。

エ 収集運搬業者及び処分業者に対し、PCB廃棄物の処理が周辺環境に影響を与えることなく安全に実施されるよう、指導を行う。

オ 県民に対し、PCB廃棄物の処理の必要性その他の情報の提供を行い、PCB廃棄物の処理について理解を得られるよう努める。

カ 県は、中小企業者等が保有するPCB廃棄物の処理経費の軽減を目的に独立行政法人環境保全機構に設けられた「PCB廃棄物処理基金」の造成に協力するとともに、保管事業者及び所有事業者に対して当該基金の周知に努める。

キ 北海道事業の広域処理施設立地自治体が、PCB廃棄物処理の推進に重要な役割を果たしていることに鑑み、適正かつ円滑な処理等に協力するとともに、可能な限り経済的な交流を促進する。

ク 県及び宇都宮市は、自らもPCB廃棄物を保管している事業者であることから、PCB廃棄物を率先して計画的に処分することで、他の保管事業者に対し先導的役割を果たす。特に、高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品については、保管状況を定期的に公表するとともに、宇都宮市以外の市町の保管状況についても県が併せて公表することで、他の保管事業者の模範となるよう努める。

## 第4章 PCB廃棄物の適正処理の推進方策等

### 1 適正処理の推進のための指導等

#### (1) PCB廃棄物等の実態把握

都道府県市は、PCB特措法に基づく届出により、区域内のPCB廃棄物の状況を把握していますが、PCB廃棄物は、長期にわたって保管されてきたことやさまざまな製品に使われてきたことなどから、事業所の移転等による紛失や、PCB特措法に基づく届出が未届けとなっているものが存在することも想定されます。

また、現在使用されているPCB使用製品も将来PCB廃棄物となることから、関係機関と連携し、これらを把握することが必要です。

このため、県では、平成28年度から、国が策定した「PCB廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル」に基づき、国、JESCO、電気保安団体等と連携してPCB廃棄物及びPCB使用製品の保有状況を網羅的に把握する調査(以下「保有実態調査」という。)を実施しています。

今後は、保有実態調査を踏まえ、次のとおり指導等を行うとともに、未回答者に対しては、繰り返しフォローアップ調査を行い、最終的には文書で通知を行うことで、平成31年度内の調査完了を目指します。

ア 未届けであることが判明した保管事業者及び所有事業者に対しては、PCB特措法に基づく届出をするよう指導していく。

イ PCB含有状況が不明な場合は、国と連携して判別等の支援を行うとともに、必要に応じて保管事業者及び所有事業者に対して濃度分析を行うよう促していく。

#### (2) 適正処理推進のための指導等

PCB廃棄物を安全かつ確実に処理するためには、実態把握とともに、保管事業所における保管の安全性の確保、保管事業所から処理施設への収集運搬における安全性の確保及び処理施設における処理の安全性の確保が必要であることから、次のとおり必要な指導等を行います。

ア PCB使用製品の所有事業者に対しては、廃棄予定年月を確認した上で、早期の廃棄を促していく。

イ 高濃度PCB廃棄物については、処分期間の末日が迫っていることから、確実な処分委託に向けて、JESCOへの処理登録等の手続きを指導していく。

ウ 保管事業所における保管については、PCBが特別管理産業廃棄物であることから、廃棄物処理法施行規則で定める「特別管理産業廃棄物保管基準」を遵守するよう周知するほか、漏えいが懸念される事業所に対しては、適宜立入検査を実施し、状況に応じて指導を行う。改善が見られない事業所については、廃棄物処理法に基づき改善命令を発出するなど厳正に対処する。

エ 収集運搬については、国の定める「PCB廃棄物収集運搬ガイドライン」、「低濃

度PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」及び廃棄物処理法施行令の「特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準」に基づき指導を行う。また、JESCO北海道PCB処理事業所への収集運搬については、運搬が長距離になることや冬季の気象条件等を考慮し、北海道が定める「北海道PCB廃棄物収集運搬実務要領」等を踏まえ、広域協議会で運搬手段や運搬経路、収集運搬業者に対する指導方針及び緊急時の連絡体制等を協議し、北海道事業参加道県が同様の基準で指導を行い、また、手段や経路によっては、積替保管施設が必要になることも想定されることから、その設置及び運営に当たっては、厳正な指導を行う。

オ JESCO北海道PCB処理事業所に対する直接的な指導は、北海道事業の許可行政庁である北海道が行うこととなるものの、処理施設の運営に関しては、広域協議会が実施する環境モニタリング調査等の活動を通して、その安全性の確保等に努める。

カ これらの指導等を行ったとしても、保管事業者が不明など、処分期間内に処分又は廃棄されなかった場合は、PCB特措法に基づき、速やかに処分等の措置を講じるよう事業者に対して命令を行う。なお、それでも事業者が処分等の措置を講じない場合は、関係機関と連携し、代執行により自ら処分等の措置を講じていく。

### (3) 処理促進のための対策等の検討

PCB廃棄物については、長期間処理が行われず保管していたことで、事業者の処理に対する意識が低下してしまっている場合があることや、処理費用が非常に高額となってしまうことなどから、処理が遅々として進まない状況にあります。

このため、早期処理を達成するには、保管事業者及び所有事業者に対し、処理又は廃棄が困難な理由等を聴取し、これら原因を踏まえた上で、地域ごとや業界団体等と連携し、処理費用を抑えるための効率的な収集運搬体制を構築するなど、地域の実情に応じた処理促進のための対策等について検討していきます。

また、低濃度PCB廃棄物については、認定施設等が県内に設置されていないことから、民間処分業者に対し、必要に応じて税制上の優遇措置や政府系金融機関の融資等の制度、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に基づく支援制度等について情報提供を行うなど、施設設置に向けて取り組みます。

## 2 情報公開及び県民、事業者等の理解を得る方策

### (1) PCB廃棄物の処理に関する普及啓発の実施

PCB廃棄物の処理に関する県民の理解を得るため、広報紙やホームページ等を通して普及啓発活動を行います。

保管事業者や所有事業者に対しては、処理の必要性や安全対策をはじめ、PCB使用製品の計画的な使用中止の要請や収集運搬の方法などについて、処分期間内の処理とJESCO北海道PCB処理事業所又は認定施設等への安全で効率的な運搬が行われるよ

う、説明会の開催や広報紙、ホームページ等を通して情報提供を行います。

## (2) 総合的な情報公開システムの整備

PCB廃棄物の適正処理の推進と住民が安心できる処理施設の運営を図るためには、迅速で透明性の高い情報提供のシステムが必要となります。また、PCB廃棄物の保管、収集運搬、処理施設に係る全ての情報が一元管理され、インターネットなどにより容易にわかりやすい形で情報が得られることが重要です。

このため、JESCOが室蘭市に設置する「PCB処理情報センター」において、処理施設の処理状況や環境モニタリング情報等、PCB廃棄物の保管や収集運搬に関する情報を一元的に総合管理し、インターネットなどを通じて情報提供を行います。

県は、広域協議会を通して、情報提供体制の整備に積極的に協力を行います。

## 3 地方公共団体の率先処理等

民間の保管事業者及び所有事業者に対し、一日も早い処分又は廃棄を求めるためには、他の事業者に対して模範となるよう、地方公共団体自らも率先して早期に処分又は廃棄を進めることが求められます。

このため、県は、自ら保有するPCB廃棄物について、詳細な実態把握に努めるとともに、計画的な早期処理を進めていきます。また、地方公共団体が保有する高濃度PCB廃棄物及び高濃度PCB使用製品の保管量や進捗状況について、毎年度、県ホームページに公表することで、積極的な処理を促していきます。

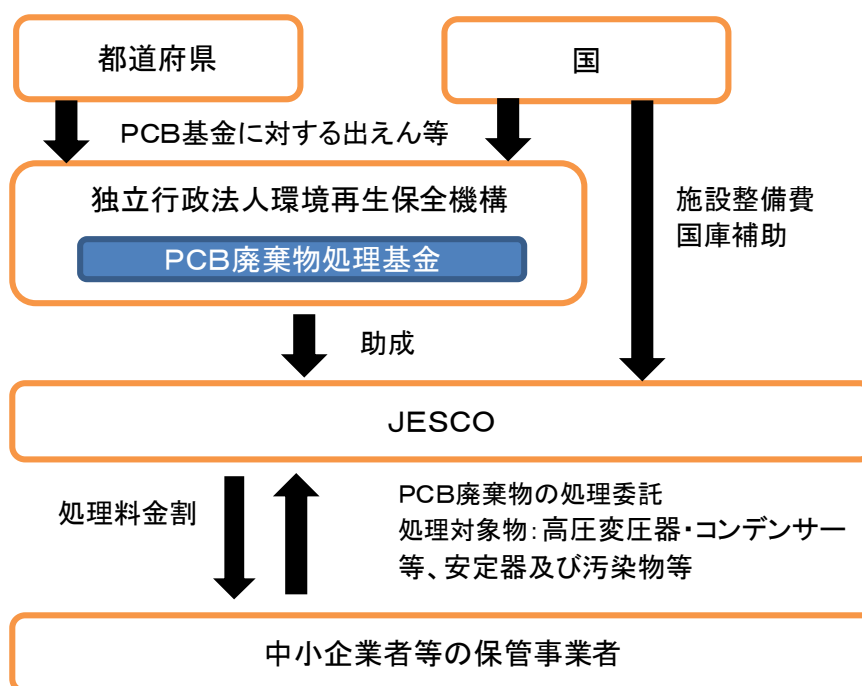
## 4 PCB廃棄物処理基金の造成

産業廃棄物については、廃棄物処理法で排出事業者が自らの責任において適正に処理することとされており、PCB廃棄物についても保管事業者が自らの責任において処理しなければなりません。しかし、PCB廃棄物はその性状等から長期にわたって処理施設が設置されず、実質的に処理ができない状況にありました。また、PCB廃棄物の長期保管は、中小事業者にとって、人的かつ経済的に大きな負担となっています。

このような現状から、国は、平成13年度に「PCB廃棄物処理基金」を環境事業団（現独立行政法人環境再生保全機構）内に造成し、この資金をもって、JESCOのPCB廃棄物処理事業等において、中小事業者がPCB廃棄物を処理する際に要する費用の一部を助成することとしました。本県においても、当該基金造成に係る都道府県負担分として、平成13年度から基金に出えんしています。

当該基金を県内の保管事業者及び所有事業者に対して広く周知し、活用してもらうことで、中小企業等の負担軽減を図っていきます。

図－２【PCB廃棄物処理基金のしくみ】



## 5 関係機関との連携

### (1) 関係各都道県等との連携

県内の高濃度PCB廃棄物は、その多くを北海道事業で処分期間内に処理しなければならないことから、その計画的な処理の推進に当たっては、北海道事業の許可行政庁である北海道、広域処理施設の設置者であるJESCO、その監督庁である環境省及び北海道事業の広域処理施設に搬入する各都県と密接に連携します。

### (2) 経済産業省関東東北産業保安監督部との連携

将来PCB廃棄物になる県内のPCB使用製品の使用状況については、電気事業法に基づき、経済産業省関東東北産業保安監督部がその状況を把握していることから、引き続き、同産業保安監督部と密接に連携を図りながら保有実態調査や所有事業者に対する廃棄に向けた啓発を行います。

### (3) 宇都宮市との連携

宇都宮市内のPCB廃棄物の保管事業者及び収集運搬業者への指導等は、宇都宮市が行うことから、県内PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するために、引き続き宇都宮市との連携を図ります。

特に、保有実態調査のフォローアップや、PCB使用安定器の使用廃止といった取組については、足並みを揃えることで県内保管事業者に対してより高い効果を見込めることから、さらに密接に連携を図ります。



## 第5章 その他適正処理に関する事項

### 1 PCB使用部品を含む家電製品の処理

一般家庭における家電製品のうち、PCBの製造が禁止される昭和49年以前に製造されたテレビ、ルームクーラー及び電子レンジについては、PCBを使用した部品を含む可能性があることから、市町は廃家電製品等の処理に際して、これまでどおり当該家電製品の製造者に取外しを依頼するなど、PCBを使用した部品の取扱いについて留意するよう周知に努めます。

### 2 低濃度PCB使用製品の使用廃止期限等の取扱いの明確化

平成28年のPCB特措法の改正では、低濃度PCB使用製品については廃棄の義務付けがなされなかったことから、ストックホルム条約に定める使用の全廃の期限（平成37年）までの廃棄を義務付ける制度的措置について、国に要望していきます。

### 3 広域的な連携によるリサイクルの推進

北海道事業では、PCB廃棄物の処理残さ等のリサイクルの推進が求められています。このため、各都道府県における環境産業などを活用した広域的なリサイクルの推進について、広域協議会等の活動を通して情報交換等の取組を進めることとします。

### 4 地元自治体への協力

北海道PCB処理事業所が設置されている北海道及び室蘭市は、高濃度PCB廃棄物の処理について重要な役割を果たしていることから、北海道及び室蘭市が行う様々な事業に対し、可能な限り協力をを行います。